要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

			作成日を記入しま		
記入例			一般用	しょつ 	1 77 - 1179
	要指導医薬品	第1類医薬品	指定第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
定義・解説	新医薬品等で「医療用医薬品」から移行したが、てまだ一般用医薬品としての使用実績が少ないために、一般用医薬品としてのリスクが確定していないものや医療用としての使用経験がない医薬品(スイッチ直後品目)、毒薬及び劇薬	特にリスクが高く、副作用等による日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なもの等	第2類医薬品のうち特別 の注意を要するもの	リスクが比較的高く、副 作用等による日常生活 に支障を来す程度の健 康被害が生ずるおそれ がある医薬品(第1類医 薬品を除く。)等	リスクが比較的低く、そ の副作用等により日常 生活に支障を来す程度 ではないが、身体の変調 や不調が怒る恐れのあ る、第1類医薬品及び第2 類医薬品以外の一般用 医薬品。
表示	要指導医薬品	第1類医薬品	第②類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
対応する専門家	薬	削 師	薬 剤 師 又 は 登 録 販 売 者		
情報の提供 及び指導に 関する解説等	薬剤師が対面で、使用 者の状況等を確認し、購 入が適当である場合は、 書面等を用いて情報提 供し、販売等します。(義 務)	薬剤師が、使用者の状況等を確認し、購入が適当である場合は、書面等を用いて情報提供し、販売等します。(義務)	て情報提供し、販売等する 務) 指定第2類医薬品につい	いては、その禁忌や中 あたっては薬剤師又は ことをお勧めします。	適正使用のための情報 提供を行った上で販売等 するよう努めます。
陳列等	要指導医薬品 消費者が れない場 医薬品の指定第2類医薬品 医薬品の所から半 場所 医薬品の	も区別して陳 の場所 直接手に取 所	要指導 医薬品 施錠設備 陳列棚等イメージ図	第2 第2 第	その他 トラロ 153類 医薬部 小品 トラロ トラ
医薬品による 健康に害の 救済に関する 制度に関する 解説	図表第1の2、第2に示す10項目の記載があれば本様式でなくても結構です。 別表第1の2、第2に示す10項目の記載があれば本様式でなくても結構です。				
	(救済制度相談窓口) 0120-149-931 〈9:00~17:00 月~金 (祝日・年末年始を除く〉〉				

薬局、店舗で解決しない時の事故、苦情時の連絡先(第3者)があれば記載しましょう。
その他、店舗販売業者で開店時間のうち、医薬品を販売しない時間がある際は、その時の説
の他(店舗関鎖やどのように医薬品の陳列等区画を閉鎖している等)を記載すること。

明 (店舗閉鎖やどのように医薬品の陳列等区画を閉鎖している等)を記載すること。

○ 当店で解決しない内容や「要指導医薬品又は一般用医薬品の販売制度」等についての苦情、問い合わせについては下記窓口 下関市立下関保健所 保健医療課 医事薬事係 083-231-1711 〈8:30~17:15 月~金 (祝日・年末年始を除く)〉

個人情報の 適切な取扱を 確保するため

必要な事項

当店では、医薬品の相談・販売等で知り得た皆さまの個人情報を下記のような法律等に従い適正に取り扱っております。

- ○「個人情報に関する法律」(平成15年法律第57号)
- 〇「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱のためのガイドライン」(平成16年12月24日付け、医政発第1224001号 /薬食発第1224002号/老発第1224002号・厚生労働省医政局長/医薬食品局長/老健局長通知)